

## 研究ノート

## 游百川の黄河治水論

——同治年代末期の黄河河道論争に投げられた一石——

細見和弘

## はじめに

咸豊五年（1855）の河南省蘭陽県銅瓦廂における堤防決壊を契機に黄河は北流を開始した。その後、清朝政府内では、黄河の河道に関する論争が度々発生した。本稿で取り上げるのは、河道変動直後の咸豊年代に次ぐ、同治年代末期における論争において、御史の游百川が起草した一件の奏摺である。

游百川は、字は匯東といい、山東省濱州の出身。同治元年（1862）に進士となり、庶吉士に選ばれ、編修を経て、六年に御史となった。以後、湖南省に遷る光緒五年（1879）まで筆鋒鋭く内政問題を論じた。<sup>1)</sup>

さて、論争の発端となったのは、同治十一年（1872）八月二十七日付で東河総督の喬松年が草した上奏文である。上奏文の中で喬松年は、黄河治水策には、(1)河南の銅瓦廂を堵口し、清江浦故道（旧河道）を復原し、雲梯関から海に入れる策、それに(2)黄河の水が現に流れている場所に、堤防を築造して之を束ねることで横流を防ぎ、利津から海に入れる策の二策がある、とする。そして喬は、二つの選択肢のうち、山東省内に堤防を築き、黄河を束ねるのが優るとして後者を採用する。喬は更に具体策を提示するが、その概略は、(1)先ず最も大きな霍家橋（河南省開封県）の決口を堵ぎ、他の決口も同様に堵築する、それが達成されれば、(2)次に南北兩岸に長堤を修築し、全ての河水が張秋に注がれるようにする（そして、その黄河の水を借りて漕運を処理する）、(3)張秋から北の臨清に至るまでの運河と、張秋から南の安山に至るまでの運河に浚渫工事を行い、漕船の運航を妨げる淤積を取り除く、とするものである。<sup>2)</sup>

喬松年の提議を受けて、清朝宮廷は、九月初六日に丁宝楨と文彬に対しその検討を指示した。<sup>3)</sup> 両人は丁宝楨を主稿とする上奏文を起草し、その中で、山東省に堤防を築き黄河の水を束ねる策ではなく、銅瓦廂を堵ぎ淮徐故道を復する策を採用すべき事を進言し、喬松年に対し真っ向から反論した。<sup>4)</sup>

こうして、東河総督と山東巡撫との間に、論争が生じた。それで、清朝宮廷は、十二月初九日の上諭で軍機大臣に対し、文彬と丁宝楨が提議した淮徐故道復原案を、喬松年の前奏と併せて、六部九卿と協同で審議し具奏するよう指示した。<sup>5)</sup> また、その五日後には、胡家玉の奏請と死去した曾國藩の提議についても併せて審議するよう諭旨が下った。<sup>6)</sup> そして、更に論争に一石を投じた

のは、掌福建道監察御史の游百川の草した上奏文である。その中で游は、黄河の水が南北何れの方向に流れるべきかは、一是に折衷する必要があるが、河務は軍務等とともに事の大体に関わる所が極めて大きいので、性急に議を定めるべきではないとして、淮徐故道の復原を説く丁宝楨・文彬に対し異議を唱え、黄河北流に伴う諸問題について独自の所見を開陳した。二十八日の上論は、游の進言を、先行する諸々の上奏と併せて検討することを指示した<sup>7)</sup>。

喬松年の提議を發端とする黄河河道論争については、これまで先行研究が蓄積されており、検討すべき問題が残されているが、論争の過程についての考察は別稿に譲り、本稿では游百川の奏摺に対象を限定して考察することにする。

游百川の奏摺については、これまで先行論文の中で言及される機会が少なく、せいぜい「黄河と運河を並行して治めるよう説いた」と理解されるに止まるようである。ところで、筆者が史料の所在を調べたところ、公刊された国立故宫博物院清代史料叢書『道咸同光四朝奏議』（台湾商務印書館、1970年）の中に、ほぼ全文が収録されており（2426～2429頁）、その具体的内容について知ることができ、その原本と考えられる档案史料も、国立故宫博物院（台北）に院蔵する『月摺檔』の中に見出された<sup>9)</sup>。こうして、両者を突き合わせることで、より精確な研究が可能になった<sup>10)</sup>。筆者がこの一件の意見書について読み解いて見たところ、游独自の見解が開陳されており、取り上げる価値が充分にあるように思われる。

そこで本稿では、この一史料について紙幅を割いて紹介し、上述したような研究史上の欠落を補うことにした。游百川の草した上奏文の本文全体は、三部構成となっているように思われる。すなわち、先ず、淮徐故道を復原した場合に想定される問題について三つの角度から論じ、次に、現行の北流黄河を維持した場合の問題についても三つの角度から自説を開陳している。最後に、総括として東河総督及び山東巡撫への論評と、游百川による提案が付けられている。本稿も、その構成に沿って論じてゆくのがよいと思う。

## 第一節 黄河故道の復原について

游百川は先ず、丁宝楨と文彬が提議した故道復原策を検討する。そして、この策には、三つの「未だ遽かに定める可からざる者」があると指摘し、それ故に性急に議を定めることに異を唱える。三つの考慮すべき問題とは、以下のようである。

### (1) 「黄水之性」について

先ず一つ目の問題は、「黄水之性」（黄河の水に固有の性質）に起因している。游百川は、黄河の流れが「緩やかな時には淤を落とし、急な時には沙を挟む<sup>11)</sup>」ような性質を有し、そのため河水の流れる所では、河身の淤墊は日に高くなり、流沙が既に墳まり満ちている、という。そして、こうした現象が発生している場所として挙げられているのは、咸豊五年（1855）に黄河北流の契機となる氾濫が発生した銅瓦廂（河南省蘭陽県に属する）と、その直前に行われた「豊工」（江蘇省豊<sup>12)</sup>県での堵口工事）の現場である。游百川に拠ると、これらの場所は、いずれも「淤沙の積もる所」となっており、「土壤が元に戻ることは無い」とされるのである。

游百川の考えでは、このように泥沙の堆積が進行した銅瓦廂や豊県の現状は、淮徐故道の復原に向けて河身を掘るうえで、決して好ましい条件ではなかった。游に拠ると、「沙性」と「土性」の間には大きな差異があり、「土であれば、深く掘ることは、高い堤防を築くことである」から問題はないが、「沙であれば、これを遠方まで運ばねばならず、沙中で沙を掘ろうが掘るまいが、運行は困難を極める」と指摘するように、工事で生じた沙の処理が難しく、「人力を尽くして掘った沙は、たまたま風が起これば、きつとぐるぐると旋回して、もう一度押しえつけなければならなくなり、多額の費用がかさむので、効果を上げ難い」と主張する。以上が、河を修めるに当たって、未だ遽かに定めるべからざる者の第一点である。<sup>13)</sup>

## (2) 堤防工事をめぐる弊害について

二つ目に游百川が指摘するのは、かつて黄河の水が淮徐（淮安・徐州の旧河道）を流れていた時期に見られた問題である。游に拠ると、当時、河水は地面よりも高い位置にあり、洪水の急流を制御する手段は、全て堤工（堤防工事）に依存していた。ところが、こうした堤防を通じた治水策は、洪水対策に「一度しくじると立ち所に堤防が決壊し、水が建瓴<sup>ひんれい</sup>の勢いで押し出され、（辺りが）淹没した事例は、数え切れない」と指摘するように、氾濫の防止に十分な実効を上げることができず、歴代の黄河治水策は、「ただ人力を以て水力と相争うのみ」であったという。<sup>14)</sup>

ここで游百川は一見、かつて黄河が淮徐故道を行っていた時期には善処できなかつた問題に言及することを通じて、その再発を懸念しているように思われる。<sup>15)</sup>ところが、游百川は続いて、「堤工の残欠を一律に修築するのは、需款が巨額になり過ぎ、将来庁・汎<sup>16)</sup>を設けて、歳修や搶修<sup>17)</sup>を行うと、一切は旧来の額に戻り、公費の無駄使いは正しく終わりがなくなる」と陳べ、故道の旧堤に修築工事を行うのに費用が掛かり過ぎることや、旧来の河防体制が復活すると、無限の公金浪費が発生する恐れがあることを指摘している。<sup>18)</sup>このように、游が問題としたのは、淮徐故道における堤防工事の復活に伴う経費支出の肥大化なのである。そして、以下の引用文で游百川が表白するのは、こうした傾向を一層悪化させるような要因である。<sup>19)</sup>

従前の河工には、百弊が叢生集中しております。工事に従事する人役は、歳修の費を分け前として与るだけでは足りません。往々にして險工（危険性のある工事）に出ることを幸運としました。蓋し、関係機関に工事の実施が通知された時点で、見積もりは動もすれば百万を超えております。公費が支出されるに至りましては、本当に工事に使われたのは数万両に過ぎず、その残りは、結局は私腹を肥やすのに費やされるのでございます。それで工事の現場では、商人が雲集し市場ができるのです。河工に当たる員弁は、豪華に時流を競い、金銭を浪費することを惜しみません。また、兵役には「老虎洞」という呼び名が有り、思いのままに無駄遣いをいたします。これでは、天下の民力を河工の漏卮<sup>ろうし</sup>のために提供することになります。積弊は元に戻らず、その害は窮まるのです。<sup>20)</sup><sup>21)</sup><sup>22)</sup>

ここで游百川が陳べようとするのは、河防工事を私腹を肥やす好餌と捉える工事関係者の悪弊であり、災害の発生を私腹を肥やす好機と捉える悪習である。以上が、黄河を修めるための計画を立案するに際し、まだ遽かに定めるべきではないと考える第二の理由である。

### (3) 漕運との関わりについて

最後に游百川が俎上にのせるのは、漕運問題である。游は先ず、銅瓦廂で堤防が決壊し黄河が北流を始める以前から、漕運の運航が既に滞りを見せていたと指摘し、それが原因で河運から海運への転換が図られるようになった経緯<sup>23)</sup>について触れている。游百川に拠ると、「当時の現場を担う員弁ができるのは、応急措置を施行することだけである」。それ故、彼らは、それぞれ智能を尽くしてご褒美を得ようとし、河運が廃止されることを断じて首肯せず、長年にわたり延び延びにされたという。それで、「財力俱に困窮する<sup>24)</sup>」情況に陥り、問題を処理する術が無くなった結果、海運を用いるようになったと分析している。

このように、漕運をめぐる諸問題は、黄河北流以前に既に存在しており、海運への転換を余儀なくされた要因であった。それで游百川は、「黄河の水が運河を横切る場所を適切に処理して、運道の障害を無くし、糧船を運航させることが出来るか否かは、必ず予め計画を立てるべきである<sup>25)</sup>」と陳べ、計画を十分に練り上げる必要があると説いている。「黄河が南流すれば、漕運は危惧すべき事が無くなるわけではない<sup>26)</sup>」と陳べるように、河流が故道に戻ったからといって、問題の解決に直結するわけではなく、むしろ従前と同じ問題に直面するのは必定であると考え、そうした場合を予め想定して、漕船の運航が可能になるような万全の計画を構築しておく必要があると主張するのである。

以上のように、丁宝楨の提議に対する疑問点を挙げて、政府内での熟慮を求めた。このように、先ず上奏文の前半で、游百川は故道復原策の是非を検討することを通じて、丁宝楨と文彬の提議に対し異議を唱えているのである。

## 第二節 黄河の北流について

続いて游百川は、「北行之議」（黄河北流論）について自らの所見を開陳する。本論に入る前に、まず黄河がその河流を奪った大清河の現状について触れている。游に拠ると、黄河に河流を奪われる以前の大清河は「地面と並行に流れ」ており、「水が地上を流れる」天井川とは異なるうえ、「汶水や濟水と合流し、水は清く流れは速い」という状態を保ち続けていたが、泥沙を含んだ黄河の水が流れ込むようになって以来、淤墊<sup>おてん</sup>を免れることは避けられなくなった、と指摘する。ところが、幸いなことに、それでもなお「濟水が主人であり、黄河の水はお客様である」とし、依然として主客の転倒する事態には陥ってはならず、「濟水は黄河の水を背負って東趨し、その性質はなお沙を刷ることが出来る」とする。それで、「黄河を導いて大清河より海に入る<sup>27)</sup>」という。

このように游百川は、黄河に河流を奪われた大清河は、黄河に含まれる泥沙に起因する淤積が免れないのは確かであるが、河水の入海を導くことに障害は生じていないと分析している。そして、これまでに黄河の北流を唱えた論説として、孫嘉淦の「治河疏<sup>28)</sup>」と魏源の「籌河篇<sup>29)</sup>」を挙げ、自らの所説の正当性を担保しようとする。しかし、その一方で、「大清河が黄河を納れて以来、既に十八年が経過した今に至るも、洪水の衝撃により堤防が決壊したり、水位が上昇して堤防から水が溢れ出すような災害が連年発生している」ような現状について言及しており、大清河を

「黄河の経流」と位置づけるなら、頻発する氾濫とそれに伴う災害を免れるために必要な施策を多方面から計画しなければならない、と主張する。「黄河が大清河に入り、問題が無くなったと謂うわけではない」からである<sup>30)</sup>。

以上のような游百川の表白から、現行の北流黄河を前提に黄河治水計画の立案を目指す姿勢が窺われるのであるが、前に故道復原策について論じたのと同様に、ここでも性急に議を定めるべきではないとして、次のような三つの検討すべき問題を提示する。すなわち、(1)地勢をよく調べること、(2)分水策の導入を検討すべきこと、(3)時機を慎重に見極めるべきことが必要であるとし、これらの問題について熟慮した上で、政策が立案されなければならないと主張する。

### (1) 「度地」(地勢をよく調べる)について

先ず游百川は、黄河北流策に遽かに議を定め難いのは、地勢をよく調べる必要があるからであるという。游に拠ると、もともと大清河は、河面の寛さが約半里ほどに過ぎず、その両側の一方は陡岸(険しい岸)であり、もう一方は漫灘(水位の上昇により次第に水に浸かった灘地)であり、水は岸内を流れ、堤防は存在しなかった。状況が大きく変化するのは、黄河の水が大清河に流れ込んで以後のことである。游百川は、民間が搶險(復旧工事)を行い、自主的に堤防を建設したが、今や岸上の堤防は、高さはすでに2～3丈にのぼり、幅はすでに以前の数倍となっていると指摘する<sup>32)</sup>。

ところが游百川は、民間の主導する堤防建設の事実をのべるだけで、それを基礎に築堤を拡大するよう提議するのではない。そうではなく、游は、軽々に河沿いの県城を移転する必要はなく、南北兩岸の全域に堤防を築造する必要もないという。そして、民間の田地・家屋を如何に移動させるかについても「総合的に図るべき」であると主張する<sup>33)</sup>。ここで游は、正しく「地勢を見極める」だけに止めており、更に一步踏み込んで具体策を提言するには至っていない。

### (2) 分水策について

次に游百川は、分水策の導入を検討すべきと提議する。游がそのように考える理由は、大清河の一河が、黄河の水も受け納れるのは、その許容量を超えているため、支河を開き、以て水勢を分かつように計るのは、「やむを容れざる措置」であると考えられるからである。大清河から水を引くべき対象として想定されるのは「九河故道」であるが、既にその多くが埋もれて失われている。しかし、「徒駭、馬頰、鉤盤、鬲津の如きは、なお河の名を指し示すことができる」として、現存する諸河の名を挙げている。そして、これらの諸河は、大清河からの距離に遠近があるが、黄河から引河を開くことが可能かどうか、弊害を後に残すことにならないか、閘壩は何処に設置すべきか、何時に開閉すべきかについて、地形をよく調べる必要があり、そうして初めて方策を陳べることができると主張する<sup>34)</sup>。ここでは、游百川が独自に考え出した具体策が開陳されている。

### (3) 「相機」(時機を窺うこと)について

最後に游百川は、慎重に時期を窺うべきことを唱える。游は、黄河の南流は新たな状況を創り出した要因であるのに対して、黄河の北流は、新たに創り出された状況であると捉える。そして、

「古より非常の原は、黎民の懼れる所である」という。ここで「非常の原」とは、北流を始めた黄河を指しており、それが人々の生存を脅かす根源となっているというのである。

ところが、游によると、「従前より黄河の水が北に注ぎ、地方は水浸しに遭った」にもかかわらず、「これを運勢の所為にし、これを天に託けた」と指摘している。おそらく游の本意は、黄河の北流に伴う罹災を、運勢の所為にしてはならないし、天に転嫁してはならないと説くところにある。しかし、だからこそ、当局が適切な施策を立案・実行しなければならないはずであるのに、游は、黄河を北流させ、万一上手く処理できなければ、「人心は不安に陥り、物議は沸騰する」とか、「民に怨恨の種をまき、国に責任を負わせる」とか、「功は末路に墜ち、業は基礎が壊れ」、その結果、「当事者が譴責を受けるに至り、後で悔やんでも既に後の祭りである」ことを危惧するに止まる。続いて、盤庚が殷に遷都するに当たり、その理由を民が喩るまで再三再四説得した故事を引いて<sup>35)</sup>、成果を上げるには、その前に早急に対策を講じる必要がある<sup>36)</sup>、と主張する。ここで游は、ただ単に原則を論じるだけである。

### 第三節 総括について

最後に、游百川は、総括として次のような所見を纏めている。游百川に拠ると、東河総督（喬松年）の策は、専ら中流について言及するものであるが、下流を流れる所以については略している点に問題があり、山東巡撫（丁宝楨）の策は、下流にも眼を向けてはいるが、故道に復さねばならない理由を略しているという<sup>37)</sup>。

また、東河総督が設定した「借黄濟運」（黄河の水運を借りて漕運を行う）の一策については、或いは「一時の権宜」（便宜的措置）の域を超えるかも知れないが、長期的には通用しがたく、恐らく結局は良い計画ではないという。

游に拠ると、山東巡撫は、便と不便の数点を挙げているものの、ほとんどが未修の河運について論じるものであり、要約が挙げられた状況についても、実態を十分に調査し尽くされたのではないという。塩綱の障害となるとか、畿輔を妨げるなどと論じている点についても、河が未だ修まらないので、こうした危惧が生じるだけで、河が修まれば、こうした問題は消散するはずであるという<sup>38)</sup>。

これまで本稿で論じたように、游百川自身の立場は比較的明確に表白されているように思われる。しかし意見書の末尾に近づいて、なおも表だつては抑制的な姿勢を崩してはいないように思われる。黄河河道に関する「南行と北行の二説は、得失が互いに形づくられ、各々に利害が見られる」として、遽かに議を定めるのではなく、慎重に熟慮すべきであると主張し、游自身が文書の中で陳べていることを繰り返しているのである。

そして最後に、現時点で政策を立案するに当たっては、特任の大臣を派遣して、利津から清口に至るまでの河岸を親ら踏査させ、地の利を精査し、輿情を観察することで万全を期すよう進言した。なお、その人選に際しては、「廉能が素より著しく、衆望を咸めて<sup>あつ</sup> 孚<sup>はぐく</sup>み、險難を避けず、実に能く労苦を厭わず非難を意としない者」を大臣とすることを提案している。

## む す び

以上のように、同治末における黄河河道論争において、游百川は、丁宝楨と文彬が提議した故道復原策に対して異論を唱え、北流に河道を変えるに至った黄河の現状を前提に黄河治水策を図ろうと考える。この点で喬松年と意見が一致するのであるが、喬の提議する築堤策に対しては異を唱え、その対案として分水策を提議したといえるであろう。上奏文の文中で、「遽かに議を定めることはできない」との一句が繰り返されているように、游百川は、その主張を表白する際に抑制的な姿勢を示しているように見受けられるが、子細に読み解いてゆくと、游が最も有効と考える黄河治水策が何かは、比較的明確に浮かび上がってくるように思われる。游百川は、北流黄河を前提にして、分水策を導入することを最も肝要と考えていたのである。

そこで、本稿のむすびとして、分水策について若干触れておきたい。ここで取り上げた黄河河道論争において、故道の復原についてはともかく、河道総督と山東巡撫との間に築堤策の是非に関する対立はなかったと考えられるが、游百川は、両者が提議しなかった分水策を河道論争に持ち込み、問題を複雑にしたと<sup>39)</sup>考えられる。ところが、この游百川独自の分水案は、当初から政府内で検討の対象外と見なされた。同治十一年十二月二十八日の上諭は、軍機大臣に対し、六部九卿と協同で游百川の上奏を審議するよう指示しているが、その際、游は上奏文を通じて「河運並治」<sup>40)</sup>を提言したと受け止められたものの、肝腎の分水策には全く触れられていないのである。論争の決着後に黄河流域を旧河道も含めて踏査し、その成果を覆奏した李鴻章も、分水策については言及していない<sup>41)</sup>。このように、游百川の提議した分水策は、黙殺の憂き目に遭ったのである<sup>42)</sup>。

しかし最後に、游百川の上奏文の中で見逃してはならないのは、その末尾で、特命大臣を黄河流域に派遣して調査させ、政策を立案させることを進言していることである。翌年二月初一日に、恭親王奕訢は朝廷内の審議を取り纏め、総勢116名の署名を付けて上奏したが、その中で、「大臣」<sup>43)</sup>を山東一帯に派遣して河干を調査させるとしており、この游の進言が取り入れられているのである。そして同じ日に、この上奏文は裁可されている<sup>44)</sup>。その後、具体的な人選が行われ、その結果、李鴻章に白羽の矢が立てられた<sup>45)</sup>。そして李鴻章は、政府の期待に応じて、河道論争の最終的結論と評価されるような覆奏を取り纏めたのである。このように、李鴻章を黄河に関する政策決定過程に参与させる契機となった游百川の上奏文の意義は、決して小さくないのである。

## 註

- 1) 游百川については、『清史稿』列伝210、清史編纂委員会編『清史』（台北、国防研究院、1961年）第6冊、4836頁、に専伝がある。
- 2) 武同挙編『再統行水金鑑』巻100、河水、編年47。本史料は、(1)沈雲龍主編『中国水利要籍叢編』第三輯、文海出版社、1969～1971年刊に所収のものと、(2)中国水利水電科学院水利史研究室の編校による湖北人民出版社、2004年刊を併せて参照。
- 3) 中国第一歴史档案館編『咸豊同治兩朝上諭檔』（江西師範大学出版社、1998年刊）第22冊、178～179頁、史料番号492。（以下、この史料を『同治朝上諭檔』と略記。）『清実録 穆宗毅皇帝実録』中

- 華書局，2008年第二版）巻340，同治十一年九月丁亥の条。（以下，この史料を『清実録』と略記。）
- 4) 丁宝楨「黄河穿運請復淮徐故道摺（同治十一年十一月二十八日）」『丁文誠公奏稿』巻9，41～47頁。
  - 5) 『清実録』巻346，同治十一年十二月己未の条，に，「己未論。前拋喬松年奏，遵議黃運兩河情形，并籌堵運各折片，當經諭令文彬・丁宝楨妥議具奏。茲拋奏稱，遵議黄河穿運情形，請仍挽復淮徐故道一折，著軍機大臣會同六部九卿，与喬松年前奏各折片，一并妥議具奏。」
  - 6) 『同治朝上諭檔』第22冊，284頁，史料番号736，に，「交工部。本日〔十二月十四日〕軍機大臣面奉諭旨。升任侍郎胡家玉奏請。濬黄河故道，以利漕運。已故大学士・兩江總督曾國藩等奏黄河故道遠難規復各一摺。著彙入此次文彬等摺一併會議具奏。欽此。」
  - 7) 『同治朝上諭檔』第22冊，308頁，史料番号780。
  - 8) 例えば，『清史稿』巻126，河渠1に，「御史游百川亦言河運並治，宜詳籌妥辦。」
  - 9) 國立故宮博物院（台北）院蔵『月摺檔』同治十一年十二月下冊，297～305頁。
  - 10) 『道咸同光四朝奏議』には，影印に当たって割愛された部分や誤植と見られる箇所があり，『月摺檔』には記録者による書き間違いが散見される。本稿で史料を引用する際は，基本的に原本の『月摺檔』を根本史料とするが，必要に応じて校訂を加えている。
  - 11) この箇所の原文は「漫水落淤。急溜挟沙。」であるが，「漫」ではなく，「慢」のほうが文意に適合していると考えられるので，本文のように訳出した。
  - 12) 咸豐元年八月二十日に江蘇省豊県で漫水により堤防が決壊し，翌月に口門は185丈まで抜がった。この決口を堵ぐための工事は，「豊工」と称される。工事は難航したようで，災害が発生した翌々年の二月二十六日に至って，ようやく決口箇所の合龍が達成されて，河水を以前の河道に戻すことができた。ところが，竣工して三箇月後，再び堤防の決壊に見舞われた。対応を迫られた咸豐帝は，南河総督楊以增の進言を容れ，太平天国の乱による軍務を理由に堵築工事の延期を認めた。黄河水利委員会黄河志総編輯室編『黄河大事記（増訂本）』黄河水利出版社，2001年，120～121頁，参照。
  - 13) 『月摺檔』同治十一年十二月下冊，298頁，に，「今議復淮徐故道。必須先挑河身。以挑河論。沙性與土性迥異。土則挑深。即以築高。沙則須運之使遠。無論在沙中挑沙。運行倍極艱難。即竭盡人力。既挑之沙。偶值風起。難保不回旋復壓。多糜帑項。難於施功。是即修河計之而未可遽定者一也。」
  - 14) 『月摺檔』同治十一年十二月下冊，298～299頁，に，「黃水之在淮徐也。水行地上。洪流急湍。全恃隄工鈐束。為之保障。一有疏虞。則立形潰決。建瓴之勢。衝沒不可勝計。故歷來治河。徒以人力與水力相爭。」
  - 15) 游百川の考えでは，故道に築かれた堤防は，黄河治水の有効性を保障する社会基盤では決してないのである。游は，淮徐故道に限らず，堤防築造策そのものに信頼を寄せていないように思われる。
  - 16) 『清会典』巻6，吏部，に，「北河・南河・東河則河道總督。〔割註：……山東境黄河山東巡撫兼管。〕分其治於管河道。道分其治於廳於汛。……」（中華書局，1990年影印，51頁）とあるように，山東省内の黄河を管轄する山東巡撫の下に置かれた管河道の下部組織が，庁であり汛である。
  - 17) 一年を通して行われる堤防の補修工事や維持修理工事を「歲修」という。水利部黄河水利委員会編『黄河河防詞典』黄河水利出版社，1995年，102頁。
  - 18) 洪水が発生し，堤防等の水工建築物が危険な情況に遭遇し，一刻を争うような緊急時に実施される防護措置を行う。これを「搶修」という。前掲『黄河河防詞典』131頁。なお「搶護」（同，75頁）も併せ参照。
  - 19) 丁宝楨は上奏文の中で，銅瓦廂を堵合し，河道を淮徐故道に戻した場合に，四つの利点が得られるとし，その二点目として，残存する旧堤を増補すればいいので，新たに創築するのに煩わされる必要が無い（「因舊存之隄岸培修。不煩創築。」）ことを挙げている。淮徐故道の復原を唱える丁宝楨が，その所要費用として試算した額は「銀二千二百余万兩」に上り，これを江蘇・山東・河南の三省で分担し，負担を軽減するために四，五年に分割して工事を行うとしている。試算額のうち，約七割は銅瓦廂の口門を堵合するのに用いられ，残りの約三割が「引河を掘る」ための経費とされた（丁宝楨「黄河穿運請復淮徐故道摺」『丁文誠公遺集』巻9，45～46頁）。従って，ここで問題とする旧堤修築

費用は、大体700万両程度と見積もられる銀額の中に含まれると考えられる。

- 20) 丁宝楨は、斥汎が裁撤されてから長い時間が経過していないので、制度は調べて確かめることができうえ、人材もなお遺留していると陳べて、銅瓦廂を堵合し、河道を淮徐故道に戻した場合に考えられる三つ目の利点に挙げている。丁宝楨「黄水穿運請復淮徐故道摺」『丁文誠公遺集』巻9, 45頁。
- 21) 『月摺档』同治十一年十二月下冊, 299頁, に、「此時議復故道。非但隄工殘缺。一律修築。需款過鉅。將來設廳設汛。歲修搶修。一切規復舊額。糜帑正無已時。」
- 22) 『月摺档』同治十一年十二月下冊, 299頁, に、「況從前河工百弊叢集。在工人役。以歲修之費不足沾潤也。往往以出險工為幸。蓋既經報工。則勘估動逾百萬。及至帑項已撥。真矣婦工者不過數万兩耳。其餘竟飽私囊。故動工之處。商賈雲集成市。河工員弁。豪華競尚。既不惜浪擲金錢。兵役則又有老虎洞名目。亦復縱情揮霍。以天下之民力。供河工之漏卮。積弊莫返。其害何窮。」
- 23) 『月摺档』同治十一年十二月下冊, 299～300頁, に、「又查河自清口穿運。漕船向形難阻。河臣建立套塘濟運。本屬設法挽救。迨套塘之法又不可恃。始不得已。全用海運。海運之起。其時銅瓦廂未決。黃未北注。漕運已形阻梗。」とある。黄河南流時期における清口的重要性については、谷光隆『明代河工史研究』同朋社, 12～13頁, 369～370頁, 参照。なお、本史料に見える「套塘之法」が何を指しているのかは、よく分からない。「套塘之法」が特みにならないので、やむを得ず海運を用いるようになったと陳べるような因果関係について、その事情が何を指しているのかは、今後の課題としたい。
- 24) 『月摺档』同治十一年十二月下冊, 300頁, に、「當時在工具弁。但能措辦補救。必將各盡智能。立邀賞賚。斷不肯使河運廢墜。延擱多年。推尋其故。蓋亦財力俱困。而無術以濟之。故用海運也。」
- 25) 『月摺档』同治十一年十二月下冊, 299～300頁, に、「今議仍復故道。其黃水穿運之處。能否妥為辦理。使運道無阻。糧艘通行。必當預為籌畫。非黃水南行。而漕運遂無可虞也。」
- 26) 前註と同じ。
- 27) 『月摺档』同治十一年十二月下冊, 300～301頁, に、「至於北行之議。則又有宜詳審者。大清河水由地中。與水行地上者差異。且係汶濟交會。水清而流駛。故自黃流灌注。雖不能盡免淤墊。然猶幸濟水為主。黃水為賓。濟負黃而東趨。水性尚能刷沙。故導黃由大清河入海。」
- 28) 孫嘉淦は、字は錫公といい、山西省興県の出身。康熙五十二年（1713）に進士となる（『清史稿』列伝90）。乾隆十八年（1753）九月に銅山（江蘇省徐州府）で初めて氾濫が発生した際に開かれた廷臣会議の場で、吏部尚書の地位にあった孫嘉淦は、ただ独り減河を開いて大清河に水を引くよう建議したが、聴き容れられなかった（『清史稿』志101, 河渠一）。本文で游百川が言及する「治河疏」は、このとき孫が草した「請開減河入大清河疏」を指している（賀長齡・魏源等編『皇朝經世文編』巻96, 工政, 河防1, 32～35頁, に収める）。
- 29) 魏源の著した「籌河篇」（道光二十二年）は、中国思想史資料叢刊『魏源集』（中華書局, 2009年第3版）上冊, 365～379頁, に収められている。魏源の黄河治水思想に関する専論に、張含英『歷代治河方略探討』第十章（水利出版社, 1982年）がある。なお『道咸同光四朝奏議』2427頁の下段で、魏源の名が「沈源」と印刷されているのは、誤植と考えられる。
- 30) 『月摺档』同治十一年十二月下冊, 301頁, に、「前尚書孫嘉淦之治河疏。進士魏源之籌河篇。皆主此議。蓋為此也。然而大清河自納黃以來。衝決漫溢。頻歲成災。於今已十有八年。今欲竟作黃水經流。其如何悉心妥辦。乃免水患。必待多方籌畫。方可施行。非謂黃入大清河。遂行所無事也。」なお、『道咸同光四朝奏議』により、一部の文字を補った。
- 31) 清代の1里は576m。
- 32) 『月摺档』同治十一年十二月下冊, 301頁, に、「大清河面寬約不過半里許。兩旁一為陡岸。一為漫灘。水行岸內。本無所謂隄也。自黃水灌入而後。民間搶險自行築隄。今則岸上之隄。已高二三丈。寬已數倍於前矣。」なお、原文で「民」の一字が欠落していたので、『道咸同光四朝奏議』2427頁の下段を参考にして補正した。
- 33) 『月摺档』同治十一年十二月下冊, 301～302頁, に、「今擬作黃河之瀆。縱臨河縣治城垣。無庸輕言遷置。有漫灘一面。亦無庸兩岸全行築隄。而究竟河面宜留寬幾里。民間田產廬舍共侵占若干頃。如何

- 移徙。如何安插。自應通盤合算。事關棄地遷民。故謂不可遽定者。度地其一也。」なお『月摺档』の原文で「縣志」とある箇所を、『道咸同光四朝奏議』2427頁の下段に拠り「縣治」とした。
- 34) 『月摺档』同治十一年十二月下冊, 302頁, に, 「一在乎分水之宜權也。以大清一河。而兼受黃河之水。縱水面加寬。仍恐萬難容納。計開支河以分水勢。此又必不容已之舉。查九河故道。雖已多就湮沒。而如徒駭・馬頰・鉤盤・高津。則猶可以指名。其距大清河。或遠或近。可否開引。藉以分水。有無貽害。閘壩當置何處。啓閉當於何時。必相度地形。而後可指陳方略。故謂不可遽定者。」なお、文中での「九河故道」は、徒駭、太史、馬頰、覆繭、胡蘇、簡、絜、鉤盤、高津の諸河を指す。岑仲勉『黄河變遷史』中華書局、2004年（岑仲勉著作集）、153～156頁、に詳しい考証がある。
- 35) 「盤庚」『書經』を参照。
- 36) 『月摺档』同治十一年十二月下冊, 302～303頁, に, 「一在乎相機之宜慎也。黃水之南行也。其事為因。黃水之北行也。其事為創。自古非常之原。黎民所懼。從前黃水北注。地方雖遭漂沒。然猶歸諸氣數。諉之於天。今擬竟使北行。万一不善辦理。人情騷動。物議沸騰。結怨於民。負咎於國。功墜末路。業敗始基。迨至當事者獲譴。而追悔已無可及。盤庚遷殷。不啻三令五申。而後民喻。其明徵也。幾必凶之於早。而後功要其成。故謂不可遽定者。相機其一也。」
- 37) 『月摺档』同治十一年十二月下冊, 303頁, に, 「總而計之。河督之策河也。專言中路。而略於下游之所以行。東撫之策河也。兼顧下游。而略於故道之何以復。」
- 38) 『月摺档』同治十一年十二月下冊, 303頁, に, 「河督設借黃濟運一策。或出一時之權宜。而事難經久。恐終非良因。東撫稱便與不便數端。殆論未修之河運。而約拳情形。亦未盡核實。如慮及有礙塩綱。有妨畿輔等論。河未修或有此虞。河既修當無是患也。」
- 39) 張含英に拠ると、築堤策と分水策の対立は、古来から治河論争の重点であった。前掲、張含英『明清治河概論』第五章「築堤與分流的争論和实践」、参照。
- 40) 『同治朝上諭档』第22冊, 308頁, 史料番号780, に, 「御史游百川奏, 河運并治, 關係至重, 宜詳籌妥辦一摺。著軍機大臣, 會同六部九卿, 與喬松年等前奏各折片, 一并妥議具奏。」
- 41) 李鴻章に覆奏については、別稿で論じる予定である。
- 42) 光緒八年に山東省歴城県及ぶその周辺諸県で黄河の氾濫が発生すると、清朝政府内に黄河治水策の立案を図る起運が生じ、当時倉場侍郎を務めていた游百川は山東に派遣された。その時も分水策を建言しているが、地勢の低い畿輔に水害が波及することが危惧されたため、強い反撥をまねき、任務を退くことを余儀なくされた。拙稿「山東農村社会と黄河治水」森時彦編『中国近代の都市と農村』京都大学人文科学研究書研究報告、2001年3月31日発行。
- 43) 『同治朝上諭档』第23冊, 38～44頁, 史料番号69, 及び, 44～45頁, 史料番号70。
- 44) 『同治朝上諭档』第23冊, 38頁, 史料番号68。この清朝宮廷の意志決定が有した意義については、李鴻章による覆奏と共に、既に2015年2月20日京都大学人文科学研究所において口頭発表済みである（村上衛班長による共同研究班「中国近現代における社会経済制度の再編」）。詳しくは、別稿で論じる予定である。
- 45) 『同治朝上諭档』第23冊, 38頁, 史料番号68, に, 「……此事關係重大。固不可日久因循。亦未便輕率從事。李鴻章曾在山東剿辦捻匪。於黃運兩河情形。閱覽既久。自必熟悉。著該督將喬松年等所奏。悉心體察。從長計議。應如何妥籌辦法。期於漕運民生兩有裨益。及辦理有無把握之處。據實詳細具奏。」
- 46) 張含英『明清治河概論』水利電力出版社、1986年、116頁。